

定 款

株式会社アイビス

定 款

第1章 総 則

第1条【商 号】

当社は、株式会社アイビスと称し、英文では ibis inc. と表示する。

第2条【目 的】

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの研究、開発、運用、配信、保守、販売ならびにその受託、請負
2. コンピュータシステムの研究、開発、運用、保守、販売ならびにその受託、請負
3. 広告業および広告代理業
4. 労働者派遣事業
5. 情報処理技術者の育成および教育
6. 人工知能の研究および開発、販売
7. 前各号に関するコンサルティング業務
8. 有価証券の保有および運用
9. 前各号に付帯する一切の事業

第3条【本店の所在地】

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条【公告方法】

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条【発行可能株式総数】

当社の発行可能株式総数は、5575 万株とする。

第6条【単元株式数】

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条【単元未満株主の権利制限】

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条【株主名簿管理人】

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって決定する。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取扱わない。

第9条【株式取扱規程】

当会社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条【基準日】

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

第 11 条【株主総会の招集】

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

第 12 条【招集権者および議長】

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第13条【電子提供措置等】

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条【決議の方法】

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条【議決権の代理行使】

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第 16 条【取締役会の設置】

当会社は取締役会を置く。

第 17 条【取締役の員数】

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 5 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は 4 名以内とする。

第 18 条【取締役の選任】

当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条【取締役の任期】

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第 20 条【取締役会の招集権者および議長】

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 21 条【取締役会の招集通知】

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 22 条【取締役会の決議の方法】

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 23 条【代表取締役および役付取締役】

当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条【取締役会の決議の省略】

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条【取締役会規程】

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条【取締役の報酬等】

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して定める。

第 27 条【取締役の責任免除】

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条【監査等委員会の設置】

当会社は監査等委員会を置く。

第 29 条【常勤の監査等委員】

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 30 条【監査等委員会の招集通知】

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 31 条【監査等委員会の決議の方法】

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 32 条【監査等委員会規程】

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 33 条【会計監査人の設置】

当社は会計監査人を置く。

第 34 条【会計監査人の選任】

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 35 条【会計監査人の任期】

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 36 条【会計監査人の報酬等】

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 37 条【事業年度】

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 38 条【剰余金の配当等の決定機関】

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 39 条【剰余金の配当の基準日】

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 40 条【配当金の除斥期間】

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

【監査役の責任免除に関する経過措置】

1. 当会社は、取締役会の決議によって、2021 年 10 月 1 日開催の臨時株主総会終結前に生じた監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 2021 年 10 月 1 日開催の臨時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償を限定する契約については、なお同臨時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。